

定住希望者等の宿舎入居資格審査に当たっての留意事項

定住希望者等の宿舎入居資格審査要領(以下「要領」という。)に基づく審査については、要領に定めるもののほか、次の事項に留意の上、実施するものとする。

第1 宿舎管理者等との連絡調整

要領第4条第3項で規定する連絡調整にあたって、県の窓口は入居を希望する宿舎が所在する市町村を所管する地域振興部しまね暮らし推進課(以下「県しまね暮らし推進課」という。)、隠岐支庁又は西部県民センターがあたるものとし、市町村等は県窓口と入居理由、定住意志などについて別紙書式を参考に連絡調整を行う。また、該当市町村内の入居可能宿舎の空き状況については、県窓口が、宿舎管理者に確認を行い、市町村等に空き状況の連絡を行う。その後、市町村等が宿舎管理者と必要な連絡調整を行うものとする。

連絡調整にあたっては、必要に応じて宿舎管理者を通じて当該宿舎の代表者の意見を聴取するなど関係する者からの意見聴取に努めるものとする。

なお、入居可能宿舎については、県しまね暮らし推進課が宿舎を所管する本庁関係課に照会の上、情報を提供するものとする。

また、市町村等は入居から退去に至るまでの間、入居者との連絡調整を密にするとともに、宿舎管理者等との連絡調整を行うものとする。

第2 資格認定

市町村等は、要領第3条で規定する入居資格を申請書、定住希望者等からの聴き取り・必要な書類の提出を求めるなどにより、以下の事項などについて十分確認するものとする。

- (1) すぐに定住のための住宅を確保できない理由
- (2) 新築・購入等により定住のための住宅を確保する場合
 - ① 住宅の場所・規模
 - ② 新築住宅の場合は着工時期と完成時期
 - ③ 購入の場合は購入時期
- (3) 公営住宅や民間住宅の賃借等により定住のための住宅を確保する場合
 - ① 住宅の場所・規模
 - ② 宿舎入居期間後の定住のための住宅の賃借の確実性

(連絡調整書式例)

(番 号)
平成 年 月 日

(県機関名担当課) 長 様

市町村等担当課長

定住希望者等の宿舍入居資格審査に関する申請内容について

このことについて、定住希望者等の宿舍入居資格審査要領等に基づき、下記のとおり提出します。

記

1. 入居希望者の状況

- (1) 氏 名
- (2) 入居希望宿舍 宿舍
所在地 ○○市町村○○
- (3) 入居希望期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
- (4) 希 望 理 由 (申請書の「住宅を希望する理由」から転記)

2. 市町村等の意見

- (入居理由)
- (定住意志・産業体験の計画)
- (住宅を確保できない理由)
- (住宅の確保等の方法・見通し)
- (入居資格該当の有無の意見)

3. 添付書類

- (1) 宿舍入居資格認定申請書 (写し)
- (2) その他入居資格等を確認するために必要な書類